

島教保第203号  
令和3年9月27日

各県立学校長 様

保健体育課長  
社会教育課長

部活動における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

このことについては、令和3年9月9日付け島教保第184号で通知し対策を強化しているところですが、9月30日をもって下記事項1を除き対策を緩和することとします。

つきましては、10月1日以降も県教育委員会の県立学校運営ガイドライン等(※)に基づき、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

なお、今後の感染拡大状況により、県の要請内容等が変更される可能性がありますので、県教育委員会が示す関連情報を注視し、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 引き続き強化を継続する事項

部室・更衣室の使用については、できる限り短時間・少人数での利用とし、不必要な会話・飲食を行わないようにすること。

2 県外の大会が多くなる年末までの期間において、特に留意いただきたい県立学校運営ガイドライン等の掲載事項

- ・ 活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、生徒の健康状況に関する情報を保護者と共有すること。
- ・ 各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
- ・ 大会等の参加に関しては、国及び島根県が示す外出自粛制限、会場の感染状況や自治体が提供している情報、感染症対策の徹底や、入場者数の制限方法などを確認し、部活動を担当する教職員のみで検討するのではなく、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。

特に、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域で開催される大会等への参加については、改めて必要性を十分に検討し、学校として慎重に判断すること。

(※)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年5月14日時点）
- ・ 「レベル2」の感染レベルに対応した学校教育活動における感染症対策について（令和3年8月27日付け島教企第639号）
- ・ 部活動における県外への移動に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年7月19日付け島教保第138号）

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426  
社会教育課 佐草 TEL0852-22-5427